

# 乙 第11号証

令和5年4月18日

## 陳 述 書

東京地方裁判所民事第34部合議甲B係 御中

警視庁外事第一課

### 1 はじめに

私は、警視庁公安部外事第一課（以下「外事一課」といい、同課員を「外事一課員」といいます。）で勤務しており、この訴訟の原告である大川原化工機株式会社（以下「原告会社」といいます。）、大川原正明氏、相嶋静夫氏及び島田順司氏に係る外国為替及び外国貿易法違反被疑事件（以下「本件事件」といいます。）の捜査につき、対象貨物となったRL-5型という噴霧乾燥器（以下「RL-5」といいます。）とL-8i型という噴霧乾燥器（以下「L-8i」といいます。）の最低温となる箇所を特定するための実験等を行いましたので、その状況についてお話しします。

なお、実験を行ったときから5年ほど経過しているため、詳細についてはあまり記憶がありません。

### 2 噴霧乾燥器を用いた実験について

#### (1) RL-5の最低温箇所の特定

当時、本件事件の捜査については、外事一課 [ ] 警視（以下「 [ ] 警視」といいます。）及び [ ] 警部（以下「 [ ] 警部」といい、兩人を併せて「 [ ] 警視ら」といいます。）の捜査指揮の下、私を含めた外事一課員が各種捜査を行い、その捜査結果を基に [ ] 警視らが決めた捜査方針に基づき、各企業から聴取を行ったり、噴霧乾燥器を用いた実験を行ったりしました。ですので、私は、 [ ] 警視らの指示に従って捜査や実験を行っていたという認識しかありません。

本件事件では、 [ ] 警視らの指示の下、RL-5及びL-8iが規制要件である「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」に該当するかという点について捜査が進められました。

そして、外事一課では、RL-5につき、当初、「排気口」が最も温度が低くなると想定し、企業が所有するRL-5を用いて乾燥室に熱風を送り込む空運転（以下「空運転」といいます。）を行って排気口の温度を計測し、当該温度が100度以上に達するという実験結果を得ました。この実験は、[REDACTED]警部が指揮し、私も立ち会いました。

しかし、私以外の外事一課員が、[REDACTED]株式会社という噴霧乾燥器を扱う企業から、排気口ではなくサイクロンやバグフィルタの下部の方が低温になる可能性がある旨を聴取したようで、[REDACTED]警視らから、RL-5の排気口、サイクロンの下部、バグフィルタの下部の温度を測定するよう指示があり、私は、[REDACTED]警視ほか複数の外事一課員とともに、平成30年3月22日、この3箇所を含む複数の箇所の温度を計測した結果、バグフィルタの下部が最も温度が低くなることが判明しました。

## (2) L-8 i の最低温箇所の特定

私は、他の外事一課員とともに、令和元年5月9日、L-8 iの温度測定実験を行い、排気口（装置末端の排風機後にあるダクト内）とサイクロン下部について、110度以上の温度が3時間30分以上持続することが判明しました。

## (3) 本件事件の起訴後の経緯

本件事件が起訴された後、[REDACTED]警視らから、RL-5及びL-8 iそれぞれの乾燥室測定口という箇所の温度測定実験を行うよう指示があり、指示どおりの実験を行いました。

なぜこのような経緯となったか、はっきり覚えていませんが、原告会社側が乾燥室測定口という箇所の温度が低くなると主張し始めたと聞いたような気がします。私自身は、乾燥室測定口という箇所の温度が最も低くなるということを当時は知りませんでしたし、本件事件が起訴される前の温度測定実験に立ち会ったRL-5とL-8 iのそれぞれの所有者から、乾燥室測定口という箇所の温度が低くなるのではないかといった指摘を受けたこともありませんでした。